

吸収合併に関する事後開示書面

2021年1月1日

株式会社クラウドワークス

2021年1月1日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社クラウドワークス
代表取締役 吉田 浩一郎

吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

株式会社クラウドワークス（以下「CW」という）と株式会社ビズアシ（以下「BA」という）は、2020年11月13日にて、締結した吸収合併契約に基づき、2021年1月1日を効力発生日として、CWを吸収合併存続会社、BAを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行いましたので、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に基づき下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2020年11月24日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併の要件を満たすため、当社に対し、株式の買取りを請求することができる反対株主はありません。なお、当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定により、2020年11月24日付の電子公告において、株主に対し、本合併に対する公告を行っております。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、2020年11月24日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面
別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2020 年 1 月 14 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示書面

2020年11月24日

株式会社クラウドワークス

株式会社ビズアシ

2020年11月24日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社クラウドワークス
代表取締役 吉田 浩一郎

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社ビズアシ
代表取締役 奥野 清輝

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社クラウドワークス（以下「CW」という）及び株式会社ビズアシ（以下「BA」という）は、2020年11月13日、それぞれ取締役会の決議を経て、2021年1月1日を効力発生日として、CWを吸収合併存続会社、BAを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約（以下「本吸収合併」という）を締結いたしました。本吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本吸収合併は、吸収合併存続会社であるCWにおいては会社法第796条第2項に定める簡易吸収合併の要件を満たし、吸収合併消滅会社であるBAにおいては同法第784条第1項に定める略式合併の要件を満たすものとなります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社であるBAは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併消滅会社であるBAの最終事業年度に係る計算書類等

BAの最終事業年度の計算書類等は、別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(2) 吸収合併存続会社であるCWの最終事業年度に係る計算書類等

CWは有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。なお、最終事業年度の末日後に、CWは株式会社gravieeとの吸収合併契約により合併差損が生じることが見込まれます。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後のCWの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のCWの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後におけるCWの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 本書面の備置開始日後、本吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始日後、上記事項に変更が生じた場合には、別途、書面を備え置いて開示することといたします。

以上



合併契約書

株式会社クラウドワークス（以下、「甲」という。）及び株式会社ビズアシ（以下、「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

（効力発生日）

第2条 効力発生日は、2021年1月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、期日を変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、金銭等（会社法第151条に定める意義を有する。）の交付は行わない。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第4条 甲は、本合併に際して、資本金及び準備金の額の増加は行わない。

（乙発行の新株予約権）

第5条 甲は、合併に際して、乙発行の新株予約権に対しては一切の対価を交付しない。

（合併承認決議）

第6条 甲及び乙は、本合併がそれぞれ簡易合併（会社法第796条第2項）及び略式合併（同法第784条第1項）に該当し、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を実行することを確認する。

（権利義務全部の承継）

第7条 甲は効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。
2 乙は、2020年9月30日から効力発生日までの資産、負債及び権利義務の変更について、その内容を別に計算書を添付して甲に明示するものとする。

(会社財産の善管注意義務)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲又は乙で協議のうえ、これを実行する。

(合併の条件の変更)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間でそれぞれ協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第10条 甲乙間の契約は、甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、それぞれの効力を失うものとする。

(協議事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

以上、本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が本書を保有し、乙は原本の写しを保有する。

2020年11月13日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
甲：株式会社クラウドワークス
代表取締役 吉田 浩一郎



東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
乙：株式会社ビズアシ
代表取締役 奥野 清輝



(別紙2)

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	105,392	流動負債	86,768
現金及び預金	52,241	未払金	41,259
売掛金	52,311	未払費用	305
その他	839	未払法人税等	412
固定資産	—	未払消費税等	6,244
投資その他の資産	—	前受金	38,113
破産更生債権等	431	その他	432
貸倒引当金	△ 431	負債合計	86,768
		(純資産の部)	
		株主資本	18,624
		資本金	50,000
		利益剰余金	△31,375
		その他利益剰余金	△31,375
		繰越利益剰余金	△31,375
		純資産合計	18,624
資産合計	105,392	負債・純資産合計	105,392

損益計算書

(2018 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		421, 275
売上原価		216, 894
売上総利益		204, 381
販売費及び一般管理費		223, 834
営業損失		19, 453
営業外収益		
解約金収入	2, 000	
その他	0	2, 000
営業外費用		
その他	0	0
経常損失		17, 452
税引前当期純損失		17, 452
法人税、住民税及び事業税	412	
法人税等調整額	4, 481	4, 893
当期純損失		22, 346

株主資本等変動計算書

(2018 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50, 000	△9, 028	△9, 028	40, 971	40, 971
当期変動額					
当期純利益		△22, 346	△22, 346	△22, 346	△22, 346
当期変動額合計	－	△22, 346	△22, 346	△22, 346	△22, 346
当期末残高	50, 000	△31, 375	△31, 375	18, 624	18, 624

個別注記表

自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

税抜き経理方式によっています。

2 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 5,000 株

3 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,724円	95銭
------------	--------	-----

1 株当たり当期純損失	4,469円	27銭
-------------	--------	-----

4 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。